

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 平沼 健

1 日時

平成 20 年 1 月 16 日（水曜日）

午前 10 時 3 分開会、午前 10 時 43 分散会

2 場所

第 4 委員会室

3 出席委員

平沼健委員長、高橋昌造副委員長、渡辺幸貫委員、小田島峰雄委員、嵯峨耄朗委員、熊谷泉委員、田村誠委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

佐々木順一委員

5 事務局職員

鈴木担当書記、野崎担当書記、吉田併任書記、宮併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、佐藤道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、佐々木県土整備企画室企画担当課長、
早野建設技術振興課総括課長、藤原建設技術振興課技術企画指導担当課長、
深澤道路建設課総括課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、水野道路環境課総括課長、
若林河川課総括課長、佐藤河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、
沢口都市計画課総括課長、西尾都市計画課まちづくり担当課長、
佐藤下水環境課総括課長、鈴木建築住宅課総括課長、茅森建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、竹本港湾課総括課長、白崎空港課総括課長

7 一般傍聴者

6 名

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査（県土整備部関係）

受理番号第 19 号 耐震改修工事助成制度の創設を求める請願

(2) 継続調査（県土整備部関係）

「北山トンネルについて」（現地調査）

9 議事の内容

○平沼健委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

本日は、佐々木順一委員が欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程のとおり、請願陳情1件の審査及び継続調査案件の現地調査を行います。

初めに、県土整備部関係の請願陳情について審査を行います。

受理番号第19号耐震改修工事助成制度の創設を求める請願を議題といたします。当局から、その後何か説明はありませんか。

○茅森建築指導担当課長 御説明いたします。前回の常任委員会におきまして、耐震改修に対する助成につきましては、県内の市町村の耐震診断や耐震改修に取り組む状況、耐震改修に対する住民の方々の意向を踏まえながら検討を進めることとし、平成20年度の制度創設の可能性について、県内部における検討を深めてまいりたいと説明いたしましたが、このような状況につきましては、現在も状況の変化はございません。

以上でございます。

○平沼健委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○熊谷泉委員 ただいま当局からも御説明がありましたが、まだ耐震審査が終わっていないものが大部分であると思えますし、この件に関しては継続審査にすべきと思えます。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思えます。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。ただいま熊谷委員から継続審査という意見がございましたが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○嵯峨耆朗委員 今、新聞紙上、マスコミ等でも話題になっております道路特定財源についてお伺いします。暫定税率を廃止するか、しないかという、それが今、議論になっておりますけれども、個人的には私もガソリンの価格は下がったほうがいいなと思っておりますけれども、その影響というのはどうなるのかというのをちょっと確認したいのです。

平成18年の税収では、本県で見ると、特定財源で230億円が入って来ているという理解でよろしいでしょうか。市町村であれば128億円と。そして暫定部分が県の場合は103億円、市町村分が60億円という理解でいいかどうかということが、まず一つです。

○深澤道路建設課総括課長 そのとおりでございます。岩手県として230億円の収入がございますが、それを暫定税率がなくなった場合で試算しますと、103億円減ることになります。それから、市町村分も、同じように約半分の60億円が減ることになると試算しております。

○嵯峨耆朗委員 そこで、この道路特定財源の暫定分がなくなった場合、実際にどういうふ

うな影響が出るのかなと。これまでどういうふうに使われているのかということも説明がなかったと思いますけれども。

○深澤道路建設課総括課長 お許しをいただければ、資料をお配りして御説明したいと思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いしたいと思います。

○平沼健委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

(資料配布)

○深澤道路建設課総括課長 道路整備の財源のあり方でございますけれども、今後県民を含めましてさまざまな議論がなされるものと思いますので、その際の参考としていただくために作成しましたのが、今、委員の皆様にお配りしたものでございます。資料は2部ございますが、資料1は、平成20年度道路関係政府予算案と現行の道路特定財源制度について整理したものでございまして、12月末に、僭越ではございましたけれども、県議会議員の皆様にお配りしたものでございます。資料2は、安定した道路整備の財源の確保の必要性等を整理したものでございます。

資料につきまして御説明させていただきます。資料1ページ目でございますが、これは皆さんも読まれているかと思いますが、説明させていただきます。上のほうでございますが、平成20年度道路関係政府予算でございますけれども、総額は平成19年度比3.2%減の3兆3,000億円弱となっております、上から三つ目の丸を見ていただきたいのですが、高速道路料金等の引き下げに1,500億円ほどを計上しているということでございます。それから、丸の最後でございますけれども、地方道路整備臨時交付金制度が拡充されるということで、一般国道も交付対象になるということと、地方の財政力に応じまして国費の割合が引き上げられるといったことが内容になってございます。

その下でございますけれども、現行の道路特定財源の暫定税率や交付金制度の法的根拠でございますが、一部を除きまして、今年度末、平成20年3月までとなっております、下から3行目のところでございますが、自動車重量税の暫定税率が平成20年4月までということになってございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。道路特定財源を本則税率と上乗せ分に区分して試算しております。先ほどお答えした内容でございますけれども、上が全国の状況でございます、平成19年度のものでございます。国、地方を合わせまして、上乗せ分が2兆8,000億円弱となっております、国が1兆7,500億円程度、それから都道府県、政令指定都市が6,400億円弱、市町村が3,700億円強、合わせまして2兆7,648億円というふうに試算しております。

それから、下のほうでございますが、これは平成18年度の岩手県の方でございます、県、市町村分を合わせまして163億円が上乗せ分ということです。岩手県ですと230億円のうち103億円が上乗せ分、市町村分が128億円のうち60億円が上乗せ分ということになってございます。

次以降は、参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の2、横長のものがございますが、御覧いただきたいと思っております。これが、委員から御指摘のあった影響等を整理したものでございます。1ページ目が安定した道路整備の財源の必要性をまず精査してみたということでございます。左のほうでございますが、東北横断自動車道釜石秋田線や三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路、あるいは地域高規格道路が整備途上でございますして、計画的に整備を進めていく必要があるというふうに認識しております。

それから、右のほうでございますが、今後の歩道の整備や防災対策など安全な道づくり、またその下でございますけれども、快適な空間の確保や渋滞対策などの安心、快適なまちづくりが必要となっているというふうに考えております。

それから、下のところでございますけれども、県民から道路整備への要望が多くあります。ちなみに、県管理道路の改良についての要望でございますけれども、これを整理してみますと、実現に努力しているものの事業に着手していないものが47%、当面実現できないものが37%となっております、その要望に十分こたえることができない状況となっております。

次のページを御覧ください。これが影響を整理したものでございます。前提といたしまして、道路特定財源の暫定税率と地方道路整備臨時交付金制度の期限が切れ、かつ代替制度が講じられない場合ということで影響を整理したものでございます。

上のほうでございますが、県の平成18年度の決算ベースで試算しておりまして、520億円が決算額ですけれども、そのうち道路特定財源が230億円ございます。これが、先ほど説明しましたように、103億円減少しまして127億円になると。それから、もしも交付金の制度がなくなれば、今80億円ありますけれども、これもなくなると。さらに、影響度合い、これはなかなか想定が難しいのですけれども、国からの補助金の額も減少されるのかなというふうに考えられますので、合わせて183億円以上の財源が不足するのではないかなというふうに考えております。

その結果の影響でございますが、下のほうに整理しております。高規格幹線道路のみならず生活道路の整備への影響もあろうかなというふうに考えておりますし、また、これまで整備してきましたストックの維持管理も十分には行っていないのかなというふうに考えております。以上で影響等についての説明を終わらせていただきます。

○嵯峨耄朗委員 どうもありがとうございました。それで、今、平成20年度の予算を編成しているわけですね。その場合の予算というのは、暫定税率の財源が維持されることを前提に組んでいるという理解でいいですか。そして、仮に暫定税率が維持されなかった場合には、予算編成上どういうふうになっていくのでしょうか、・・・とされるのか、・・・。

○西畑県土整備部長 国の予算につきましては、先ほど説明があったとおり、財務省原案は暫定税率、いわゆる上乗せ分を含んだ収入があるという前提のもとで組んでございますので、2兆7,000億円が減れば、何らかの財源措置がなければ、道路を縮小するのか、ほかを

縮小するののかというような話になってくると思います。

県の予算につきましても、今はまだ知事査定の段階ではございますけれども、私どもの原案としましては、今の制度が継続するという前提のもとで予算の要求をしているところでございます。

○阿部富雄委員　そこで、知事は昨年11月だったと思いますけれども、早々と暫定税率の継続を国に要望しているわけです。ただ、現状は、国政で見ますと民主党は暫定税率については廃止すべきだというふうな方針を出しているわけです。知事はそういう中央の民主党の動きを受けて、暫定税率の維持についてはどういうふうな考えをされているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、どうしても政府案で物事を見ていくということはやむを得ないのだろうと思いますけれども、民主党からは、暫定税率を廃止した後の財源措置という案も出ているわけですよね。それは、いわゆる国の直轄分の予算を、暫定税率の廃止による地方の部分に回していくと。そのことで地方に対する影響は少なく抑えることができるという案を示しているわけです。こういうことだって、検討すべき時期だなというふうに私は思っているわけですが、その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○西畑県土整備部長　道路特定財源のこれからのありようについては、国会の中で御議論されると思っております。今県土整備部の予算要求は、この制度がありきという形で要求してございますので、知事にもその旨はお伝えしておりますし、きのうの記者会見でもマスコミの方から御質問があったと思いますけれども、知事は政治家という立場と、行政の長としての立場という両面をお持ちだろうと思っておりますが、私が聞いている範囲では、今は行政の長として、県でいうと何らかの制度的な措置がなければ100億円強の歳入が減ることによって、御理解賜っているというふうに私は考えております。

それから、2点目に、直轄負担金を廃止すればいいのではないかという御提案がございましたけれども、これは地方6団体がこれまでもずっと主張してきたことであります。しかしながら、岩手県の場合、減収する部分が100億円ぐらいありますが、直轄負担金もそれよりちょっと少ないぐらい、90億円程度を道路分で負担しているのですけれども、ではそれでチャラになるかということ、実はそう簡単ではなくて、直轄負担金の部分も起債措置をとっておりまして、それは後年度の交付税措置とかというのがありますので、直轄負担金が廃止されればその分ですべて県の歳入不足を補えることにはならず、交付税の算定基準も下がってきますので、交付税の入る分も減ってくるという、さまざまなことを考えなければいけないということ。

それから、トータルとして2兆7,000億円の道路関係の歳入が減るわけでございますから、先ほど道路建設課総括課長が説明いたしましたように、新直轄事業とか三陸縦貫自動車道でありますとか、そういう国直轄関連の道路整備のスピードは随分落ちるのだろうと思っておりますし、県の補助金もかなり削減されるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○阿部富雄委員 議論がそういうふうに国会でも議論されようとしているということですから、一方的に政府原案だけにこだわって物事を判断するというのはいかがなものかなというふうに私は心配をしましたので、あえてお話をしたところでございます。

委員長、別のことで、次の質問もよろしければ、よろしいですか。

○平沼健委員長 はい、どうぞ。

○阿部富雄委員 いわゆる耐震強度の偽装問題で、6月に建築基準法が改正されました。これは議会でも取り上げられた課題でありますけれども、それに伴って建築確認件数であるとか、新築の住宅着工件数が大幅に減少しているという実態があるわけです。岩手県でも、県のホームページを見ますと、新設住宅着工件数を見ますと、法律が施行された6月は対前年比で78%、7月は58%、8月が55%、9月が59%、10月が59%。言うなれば40%ぐらい減少しているという実態なわけです。そこで、この実態をどのようにとらえているかということをお聞きしたいと思えます。

それから、こういう状態が長く続いていくと、住宅関連の産業といいますか、そこに対する影響も非常に大きくなっていくのだろうなというふうに思っているわけですが、こうした基準の厳格化に対応する対策というのは、県とすればどのようにとっていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○西畑県土整備部長 建築基準法が改正されて、6月から新しい建築基準法になりまして、審査が厳格化されております。それで、委員御質問のように、県内の新設の住宅着工が、6月で前年度の78%、7月、8月、9月、10月と50数%台ということで、かなり落ち込んでございます。建築関係の業界というのは、非常にすそ野の広い業界だと思っております。これは県内経済に大きな影響を及ぼしているということで、まことに申し訳なく思っているところでございます。

一方で、ちょっと明るい兆しも見えてきてございまして、着工の前に建築確認というのがあるのですが、実はその建築確認も6月、7月、8月、9月と60%、70%台であったわけですが、10月、11月と、対前年度並みというような形で持ち直してきております。それから、住宅着工についても、11月は対前年度107%ということで、若干持ち直してきております。これに安心することなくさまざまな機会をとらえてですね、いろんな会議をこれまでもやってきておりますし、新しい会議も立ち上げました。それから審査される側、それから審査する側、お互いが意志疎通をとりながら円滑に進めていくことが県内経済に与える影響を最小限にするために必要になってくることだと思っております。さまざまな対策をとっているところでございます。

○阿部富雄委員 そこで、指定構造計算適合性判定機関という所を通さないと建築確認をとれないということがあるわけですね。そして、県の判定機関の指定というのは3機関にとどまっているわけです。やっぱりこれを増やさないと、時期的に早く許可を出してもらおうということにはならないと思えますけれども、その県が指定しているのは、県内でいいますと1社、1社という表現が妥当かどうか、1団体ですね。それから県外、それも東京にある所

ですけれどもね。何とか県内でも、民間の中でそういう判定機関としての国の基準を満たしている所があれば、まずそこを、もっと指定して増やしていくということが必要だというふうに思いますけれども、県内の判定機関として認定され得る所というのはどの程度あるのでしょうか。

もう一つは申請して許可を出すまでの期間です。これは法律で決められている部分ですが、今までは3週間以内にということでしたけれども、今度の法律改正で35日間、そして詳細な構造計算を要するものは70日以内というふうになっているのですけれども、やっぱり判定機関にもっと期間を短縮してもらおうという、そういう働きかけもしていかなければならないと思っていますけれども、この点についてはどのような働きかけをしているのか。

それから、もう一つ大きいのは、国は厳格化はしたのですけれども、その判定するためのプログラムを国自体はつくっていないのです。ですから、国が示した案だけで、それを手作業なりなんなりでやっていくというのはなかなか時間のかかることだと。したがって、構造計算ソフト、いわゆる大臣認定のものを早く国につくってもらわないと、それぞれが個別に対応しても時間がかかるものだというふうに私は思っているのです。ですから、大臣認定プログラムの早期策定を国にきちんと働きかけていくことが必要だと思いますけれども、その点についてはどういうふうな対応をされているのでしょうか。

それから、最後になりますけれども、さっき部長からお話がありましたように、審査期間の長期化によって、やっぱり県内の住宅関連産業に大きな影響を及ぼしている部分があると思うのです。こういう県内の住宅産業から、何とかこういう対応をしてくれないかというような、そういうセーフティーネットみたいな要望というのは出ていないのでしょうか。県としては、それにかかわるようなセーフティーネットを構築するという考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○鈴木建築住宅課総括課長 ただいま4点の質問がございました。一つは、指定構造計算機関につきまして、県内ではほかに機関とされ得る所があるかということでございますが、この指定構造計算機関の要件としましては、例えば構造設計に精通して判定する技能を持った者が確保できるかどうかなどのさまざまな要件がございます。県内では構造設計の精通した者が極めて限られているという状況でございまして、それを集約できるのは、県内では財団法人の岩手県建築住宅センターただ一つとなっております。ただ、ここの機関でやるに当たりまして、構造設計の業界ともかなり連携して、その人員を総動員して協力するという体制で取り組んでいるところでございます。

それから、2点目、期間の短縮の働きかけのことについてでございます。現在構造計算機関での審査期間は、法律上、大臣認定のプログラムがない場合は49日というふうになってございますが、実際の岩手県の審査日数を見ますと44日程度で、それよりも短い審査日程で努力しているところでございます。ただ、私どもも、もっと短縮あるいは効率的な審査ができないのかということ働きかけてございまして、その一つといたしまして、先ほど部長が御説明したように、連絡会議の中で少しでも努力するという事を申し合わせてご

ざいます。

具体的には、構造計算が必要な大規模建築物の審査の円滑化のために、事前相談を行えるような体制をとりました。それに加え、申請書の中で審査に当たって間違いやすい事項を情報提供いたしまして、少しでも期間短縮ができるような申請書をつくっていただくという情報提供制度を開始することについて指定構造計算機関に働きかけをしまして、現在運用してございます。

それから、3点目の大臣認定プログラムのことでございます。現在国におきまして認定の作業を進めてございますが、つい1月初旬に入りまして、第1号の大臣認定プログラムを試行的に運用するということが国において決められてございます。仮認定をして施行するわけですけれども、実際の認定は2月中にも行われるということなので、私どもはこれに大変期待を寄せているところでございます。

それから、4点目の審査期間の長期化に対応する関連業界のセーフティーネットの話でございます。このセーフティーネットにつきましては、国におきまして、政府系金融機関の貸付制度及び保証制度が国の制度として立ち上がってございます。これを分析いたしますと、業界で幅広く、県内業者でも幅広く利用できるというような状況でございます。県としては、これを一刻も早く周知をするということが必要かと考えておりまして、12月27日に緊急的に関連業界の方に100名程度参集していただきまして、これの受け付けの仕方ですか、制度内容について周知をするような説明会を行っております。そういうようなことで、セーフティーネットの対策を一刻も早く周知をするということで進んでいるところでございます。

○阿部富雄委員 わかりました。ぜひ一生懸命やっていただきたいと思うのですけれども、今の答弁の中で、事前相談もやっているということですのでけれども、ただ、相談を持ちかけられてから申請の準備が整うまでの平均日数が長期化しているということも指摘されているわけです。そうすると、結果的に、ここで長期化してしまえば同じような状態になってしまうと思うのですけれども、事前相談というのは大体何日ぐらいで処理されているのでしょうか。

○鈴木建築住宅課総括課長 まず、事前相談の形式でございますけれども、事前相談というのは、申請書がきちんとそろそろまで受け付けられないということではなくて、ある程度ラフな形でも事前相談を受け付けるというようなことにしてございまして、したがっていろいろなレベルがあるということでございます。実際の振興局における事前相談の例で申しますと、大体2週間程度をかけているという実態でございます。

○阿部富雄委員 2週間というと、やっぱりかなり長いのではないのでしょうか。一般住宅であれば35日ぐらいというのが法律で定められている部分ですよね。その事前相談にさらに2週間を要するとなれば、やっぱり余りにも期間が長過ぎるというふうに思うわけです。住宅を建てたいという人、あるいは業者というのは、来月建てたいというような形でぱっと出してくると思うのです。あらかじめ1年前から計画してやるとかなんとかというのは、な

なかなかというふうに思うのですが、もう少し事前相談を早く切り上げるような体制をとっていかないと、審査期間が長くなってしまって、結果的にはその効果を発揮できないということになると思うのです。その辺をもう少し短縮する取り組みはできないのですか。

○鈴木建築住宅課総括課長 事前相談も含めましての短縮のことですが、何といても事前相談も、審査も、行政事例がある程度蓄積して、皆さんでこういったところは注意しなければいけないのかなというような認識が浸透すると、かなり早くなるかなというふうに思っています。そこで、事前相談の日数だけではないのですけれども、全体の期間短縮をするために、法律の運用の勉強ですとか、日々国から来る取り扱いの例規、あるいは業界ではこんなことで困っているというような意見交換を通じながら、全体の期間の短縮に資するようなことに努めていくこととしてございます。具体的に事前相談を何日間に短縮するということは、まだはっきりは言えませんが、少しでも短縮する努力を続けていきたいというふうに思っています。

○高橋昌造委員 私からは、1点だけお伺いいたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法等に基づく総合評価入札方式の制度の定着のために、西畑部長を初め県の幹部の皆さん方がいろいろ市町村を御指導いただいているということで感謝を申し上げます。それで、35市町村によって温度差があるようでございますが、県としてはこの制度の定着、市町村での導入のために、いつごろまでに定着させていきたいとか、その辺のところをお教えいただければと思います。

それから、47都道府県の中で、岩手県の取り組みがどのような位置づけになっているか、もしわかればお教えいただきたいと思っております。

○西畑県土整備部長 公共工事の品質確保の促進に関する法律ができて、もはや3年になります。そういう意味では、取り組んでいないという所は、一部法律違反をしているのだらうと思っております。私も、あるいは担当の職員もあわせて、市町村長さんに御説明に参りました。

やはり、法律をつくったのが霞が関だったものですから、市町村の入札とどうもちょっとかみ合わない部分がありまして、そういう意味で、市町村で行われているいわゆる指名競争入札ですね、最低制限価格がついた指名競争入札でも、これが適用できるようなやり方、それから国のガイドラインとかでは、かなり技術的に高度に審査するようなことがあるのですけれども、市町村では、なかなか審査する技術職員が少ない市町村もありまして、市町村長さんも、ちょっとうちのほうではという部分があったわけでございます。そういうのを一つ一つ解消しながら、こういうやり方でやったらできるのではないのでしょうかという形で、お願いと御説明に回っております。それで、かなり御理解も賜っております。今年度施行していただけている所もあるのですけれども、来年度になると、かなりの市町村に取り組んでいただけるのではないかなと思っております。

しかし、全国的に見ますと、既に100%、すべての市町村で1件以上はやったという県が、もう2県以上ある中で、岩手県がかなり下のほう、びりではございませんが、かなり下のほう

うでございまして、できるだけ底上げするようにこれからも御説明して、御理解賜るように努力してまいりたいと考えております。

○平沼健委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

次に、北山トンネルについて、現地に出向いて調査を行いたいと思います。なお、現地調査でありますので、議事堂に戻った時点で散会とさせていただきたいと思いますので、御了承願います。

それでは、バスを準備しておりますので、防寒着を御準備の上、玄関まで御移動願います。どうも御苦労さまでございました。